

告示

埼玉県告示第二百九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

委託事務	受託者の住所、名称 及び代表者氏名	委託期間
コンビニエンスストア及びマルチメディアアキオスク端末を設置している加盟店舗並びにスマートフォン決済アプリを利用して納付される自動車税（種別割）、個人事業税及び不動産取得税に係る徴収金の収納事務	東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社NTTデータ 代表取締役社長 佐々木 裕	令和五年十二月一日 から令和八年三月三十一日まで